

令和3年第6回議会議員提出議案第1号に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり会議規則第76条の規定により提出する。

令和3年8月26日

経済労働委員長 西 銘 啓史郎 殿

提出者	翁	長	雄	治
	上	里	善	清
	玉	城	武	光
	仲	村	未	央

(別紙)

令和3年第6回議会議員提出議案第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例」に対する修正案

令和3年第6回議会議員提出議案第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例」の一部を次のように修正する。

第2条第1号中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」に改める。

第6条中「この条例」を「前各条」に、「本県の産業」を「本県のその他の産業」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(国への要請)

**第6条** 県は、新型コロナウイルス感染症に対する対策としての観光関連事業者等支援施策の的確かつ迅速な実施を図るため、国と県との役割分担を踏まえ、国に対して適切な支援を講ずることを要請するよう努めるものとする。